

令和6年度 玉名市ごみ・資源収集日程表 C地区

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	粗大ごみ 破砕不適物	燃えるごみ	金属類	燃えるごみ その他紙類 紙バック ダンボール	缶類	
7	8	9	10	11	12	13
	燃えるごみ	新聞・チラシ 布類	びん類 ペットボトル	燃えるごみ	ガラス類	
14	15	16	17	18	19	20
	燃えるごみ		有害ごみ	燃えるごみ	缶類	
21	22	23	24	25	26	27
	燃えるごみ		びん類 ペットボトル	燃えるごみ		
28	29 昭和の日	30	ごみ分け早見表は こちらから			

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
		ごみ分け早見表は こちらから	金属類	燃えるごみ その他紙類 紙バック ダンボール	憲法記念日	みどりの日
5	6	7	8	9	10	11
こどもの日	振替休日		びん類 ペットボトル	燃えるごみ	缶類	
	燃えるごみ(特別収集)		燃えるごみ	燃えるごみ	ガラス類	
12	13	14	15	16	17	18
	燃えるごみ	新聞・チラシ 布類		燃えるごみ		
19	20	21	22	23	24	25
	燃えるごみ		びん類 ペットボトル	燃えるごみ	缶類	
26	27	28	29	30	31	
	燃えるごみ		金属類	燃えるごみ その他紙類 紙バック ダンボール		

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
			ごみ分け早見表は こちらから			
2	3	4	5	6	7	8
	粗大ごみ 破砕不適物	新聞・チラシ 布類	びん類 ペットボトル	燃えるごみ	缶類	
	燃えるごみ		燃えるごみ	燃えるごみ	ガラス類	
9	10	11	12	13	14	15
	燃えるごみ		有害ごみ	燃えるごみ		
16	17	18	19	20	21	22
	燃えるごみ		びん類 ペットボトル	燃えるごみ	缶類	
23	24	25	26	27	28	29
	燃えるごみ		金属類	燃えるごみ その他紙類 紙バック ダンボール		
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	燃えるごみ	新聞・チラシ 布類	びん類 ペットボトル	燃えるごみ	缶類	
7	8	9	10	11	12	13
	燃えるごみ			燃えるごみ	ガラス類	
14	15 海の日	16	17	18	19	20
	燃えるごみ(特別収集)		びん類 ペットボトル	燃えるごみ	缶類	
21	22	23	24	25	26	27
	燃えるごみ		金属類	燃えるごみ その他紙類 紙バック ダンボール		
28	29	30	31	ごみ分け早見表は こちらから		
	燃えるごみ	新聞・チラシ 布類	びん類 ペットボトル			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
			ごみ分け早見表は こちらから	燃えるごみ	缶類	
4	5	6	7	8	9	10
	粗大ごみ 破砕不適物		有害ごみ	燃えるごみ	ガラス類	
	燃えるごみ		燃えるごみ	燃えるごみ	缶類	
11	12	13	14	15	16	17
山の日	振替休日		びん類 ペットボトル	燃えるごみ		
	燃えるごみ(特別収集)		燃えるごみ	燃えるごみ その他紙類 紙バック ダンボール	缶類	
18	19	20	21	22	23	24
	燃えるごみ		金属類	燃えるごみ		
25	26	27	28	29	30	31
	燃えるごみ	新聞・チラシ 布類	びん類 ペットボトル	燃えるごみ	缶類	

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
				燃えるごみ	ガラス類	
8	9	10	11	12	13	14
	燃えるごみ		びん類 ペットボトル	燃えるごみ	缶類	
15	16	17	18	19	20	21
	敬老の日		金属類	燃えるごみ その他紙類 紙バック ダンボール		
22	23	24	25	26	27	28
秋分の日	振替休日	新聞・チラシ 布類	びん類 ペットボトル	燃えるごみ	缶類	
	燃えるごみ(特別収集)		燃えるごみ			
29	30	ごみ分け早見表は こちらから				
	燃えるごみ					

令和6年
粗大ごみの集積場所は通常のゴミ集積場所と異なります。
場所については、各行政区の区長または行政協力員にお尋ねください。

Water
株式会社ウォーターエージェンシー
すべては公益のため

粗大ごみの集積場所は通常のゴミ集積場所と異なります。
場所については、各行政区の区長または行政協力員にお尋ねください。

Water
株式会社ウォーターエージェンシー
すべては公益のため

粗大ごみの集積場所は通常のゴミ集積場所と異なります。
場所については、各行政区の区長または行政協力員にお尋ねください。

Water
株式会社ウォーターエージェンシー
すべては公益のため

●7月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

●8月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

●9月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

●5月は軽自動車税の納期です。忘れずに納めましょう。

●6月は住民税の納期です。忘れずに納めましょう。

令和6年度 玉名市ごみ・資源収集日程表 C地区

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 燃えるごみ	4 ガラス類	5
6	7 粗大ごみ 破砕不燃物	8 燃えるごみ	9 びん類 ペットボトル	10 燃えるごみ	11 缶類	12
13	14 スポーツの日	15	16 金属類	17 燃えるごみ その他紙類 紙パック ダンボール	18	19
20	21 燃えるごみ	22 新聞・チラシ 布類	23 びん類 ペットボトル	24 燃えるごみ	25 缶類	26
27	28 燃えるごみ	29	30 有害ごみ	31 燃えるごみ	台風の予想進路次第で、ごみの収集を中止する場合があります。 粗大ごみ収集場は通常のごみ収集場所と異なります。 場所については、各行政区の区長または行政協力員にお尋ねください。	

●10月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

令和7年 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1 元日	2	3	4
5	6 燃えるごみ	7	8 びん類 ペットボトル	9 燃えるごみ その他紙類 紙パック ダンボール	10 缶類	11
12	13 成人の日	14 新聞・チラシ 布類	15 金属類	16 燃えるごみ	17	18
19	20 燃えるごみ	21	22 びん類 ペットボトル	23 燃えるごみ	24 缶類	25
26	27 燃えるごみ	28	29	30 燃えるごみ	31 ガラス類	

●1月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ガラス類	2
3 文化の日	4 振替休日 燃えるごみ(特別収集)	5	6 びん類 ペットボトル	7 燃えるごみ	8 缶類	9
10	11 燃えるごみ	12	13 金属類	14 燃えるごみ その他紙類 紙パック ダンボール	15	16
17	18 燃えるごみ	19 新聞・チラシ 布類	20 びん類 ペットボトル	21 燃えるごみ	22 缶類	23 勤労感謝の日
24	25 燃えるごみ	26	27	28 燃えるごみ	29 ガラス類	30

●11月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

令和7年 2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 粗大ごみ 破砕不燃物	4 燃えるごみ	5 びん類 ペットボトル	6 燃えるごみ その他紙類 紙パック ダンボール	7 缶類	8
9	10 燃えるごみ	11 建国記念の日	12 金属類	13 燃えるごみ	14	15
16	17 燃えるごみ	18 新聞・チラシ 布類	19 びん類 ペットボトル	20 燃えるごみ	21 缶類	22
23 天皇誕生日	24 振替休日 燃えるごみ(特別収集)	25	26 有害ごみ	27 燃えるごみ	28 ガラス類	29

●2月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 粗大ごみ 破砕不燃物	3 燃えるごみ	4 びん類 ペットボトル	5 燃えるごみ	6 缶類	7
8	9 燃えるごみ	10	11 金属類	12 燃えるごみ その他紙類 紙パック ダンボール	13	14
15	16 燃えるごみ	17 新聞・チラシ 布類	18 びん類 ペットボトル	19 燃えるごみ	20 缶類	21
22	23 燃えるごみ	24	25 有害ごみ	26 燃えるごみ	27 ガラス類	28
29 燃えるごみ(特別収集)	30	31	年末の直接搬入は大変混み合いますので、できるだけ計画的に収集場所に出してください。			

●12月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

令和7年 3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 燃えるごみ	4	5 びん類 ペットボトル	6 燃えるごみ その他紙類 紙パック ダンボール	7 缶類	8
9	10 燃えるごみ	11	12 金属類	13 燃えるごみ	14	15
16	17 燃えるごみ	18 新聞・チラシ 布類	19 びん類 ペットボトル	20 燃えるごみ(特別収集)	21 缶類	22
23	24 燃えるごみ	25	26	27 燃えるごみ	28 ガラス類	29
30	31 燃えるごみ	粗大ごみ収集場は通常のごみ収集場所と異なります。 場所については、各行政区の区長または行政協力員にお尋ねください。				

●3月は国民健康保険税の納期です。忘れずに納めましょう。

粗大ごみの集積場所は通常のごみ集積場所と異なります。場所については、各行政区の区長または行政協力員にお尋ねください。

株式会社ウォーターエージェンシー
すべては公益のために

株式会社ウォーターエージェンシー
すべては公益のために

株式会社ウォーターエージェンシー
すべては公益のために